

県内の各医療機関の長 殿

青森県健康福祉部医療薬務課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての対応について (依頼)

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大している状況にある中、各医療機関におかれましては、患者への適切な対応及び院内感染の防止に向けた取組等について、下記を参考に引き続きよろしく願いいたします。

記

1 県外から医師等が診療応援に来ている医療機関へのお願い

県では、緊急事態措置の実施区域から移動してきた方に対して、2週間は不要不急の外出を自粛し、毎日検温するなど健康観察をすることをお願いしています。

県外から医師等が診療応援に来ている医療機関においては、このような取扱も参考に、職員及び患者への感染防止について対策を講じてくださるようお願いいたします。

なお、県外から医師が診療応援に来ている医療機関におきましては、新型コロナウイルス感染拡大前と、現状等について、別紙(様式は裏面)により、4月23日(木)までに当課担当あて報告(メール又はFAX)くださいますよう併せてお願いいたします。

※ 県外から医師が来ていない医療機関においては、報告は不要です。

2 応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することについて、去る3月11日付けで厚生労働省から通知されています。

当該通知については、県及び県医師会等からも周知を図っているところですが、改めて対応についてよろしく願いいたします。

なお、県内の各保健所においては、帰国者・接触者相談センターを設置し、新型コロナウイルス感染が疑われる者の症状を電話等で聞き取り、必要に応じて帰国者・接触者外来を紹介するなどの対応を行っており、同センターの活用も可能です。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

このことについては、去る4月10日付け事務連絡で厚生労働省から通知があったところであり、県及び県医師会等からも周知を図っているところですが、これを実施する医療機関においては、県に対して所定の様式の提出が必要ですので、御留意ください。

なお、厚生労働省では、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その11)」を発出していますが、その中で「これまでオンライン診療料の届出を行っていない医療機関において新規にオンライン診療を算定する場合、オンライン診療料の施設基準に係る届出を必要」としている等、診療報酬上の取扱いについても併せて御留意ください。

4 その他

上記1～3にある厚生労働省からの文書などと、上記1にある裏面の様式については、当課のホームページに掲載していますので、適宜御活用ください。

担 当

医療薬務課 医務指導グループ 下山総括主幹、赤石主幹  
電話 017-734-9291 FAX 017-734-8089  
メール iryo@pref.aomori.lg.jp